平成十九年法律第三十九号 ※この法令は廃止されています。

域産業資源活用促進業務)(独立行政法人中小企業基盤整備機構の行う地(独立行政法人中小企業基盤整備機構の行う地業活動の促進に関する法律中小企業による地域産業資源を活用した事

第十五条 独立行政法人中小企業基盤整備機構 第十五条 独立行政法人中小企業と活動を促進するため、次の各号のいずれかに掲げる事業を行う市町村(特別区を含む。次条掲げる事業を行う市町村(特別区を含む。次条場による地域産業資源を活用した事業活動を促進するため、次の各号のいずれかに

資金の貸付けを行うこと。 認定地域産業資源活用事業を行うのに必要な 一 認定地域産業資源活用事業者に対し、当該

当該認定地域産業資源活用支援事業を行うの

認定地域産業資源活用支援事業者に対し、

報の提供その他必要な協力の業務を行う。報の提供その他必要な協力の業務を行う。信定地域産業資源活用事業に関する情に応じて、その行う認定地域産業資源活用事業者とは認定地域産業資源活用支援事業者からの依頼に応じて、その行う認定地域産業資源活用事業者又に認定地域産業資源活用支援事業者からの依頼に必要な資金の貸付けを行うこと。

(施行期日) 地

第二条 女守は、この去律の値寸後互手を基過 にんけい (検討)(検討)(検討)(を超えない範囲内において政令で定める日からを超えない範囲内において政令で定める日から知道して六月

第二条 政府は、この法律の施行後五年を経過し第二条 政府は、この法律の施行の状況についの結果に基づいて、この法律の施行の状況についの場合において、この法律の施行後五年を経過しる。

七号) 抄附 則 (平成二七年七月一五日法律第五

(施行期日)

当該各号に定める日から施行する。を超えない範囲内において政令で定める日から第一条 この法律は、公布の日から起算して三月

略

央金庫法及び中小企業信用保険法の一部を改附則第十一条の規定 株式会社商工組合中

か遅い日の公布の日又はこの法律の公布の日のいずれの公布の日又はこの法律の公布の日のいずれ

措置) 活動の促進に関する法律の一部改正に伴う経過(中小企業による地域産業資源を活用した事業

第三条 第三条の規定による改正後の中小企業による地域産業資源活用事業について適用する。付別に関する経過措置)

(政令への委任) 別の適用については、なお従前の例による。 第四条 この法律の施行前にした行為に対する罰

第五条 この附則に規定するもののほか、この法

(検討)

要な措置を講ずるものとする。 という でについて検討を加え、その結果に基づいて必定について検討を加え、その結果に基づいて必定について検討を加え、その結果に基づいて必定について検討を加え、この法律の施行後五年を目途と